

裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』(四)

遠 藤 由里子

0.

前稿では、南朝宋・裴駟撰『史記集解』(5C中葉成書、以下『集解』と略称)中に「漢書音義曰」として引用されている注釈のうち、顔師古注『漢書』(641年成書、以下『顔注』と略称)では「孟康曰」、即ち孟康所説として引用されている注釈について採りあげた。本稿では、『集解』中「漢書音義曰」として引用されている注釈が『顔注』では応劭所説として扱われているものについて検討を行う。

1. 1 応劭伝

応劭の父・応奉については『後漢書』に伝が載せられている。^① その応奉伝下に、応劭はじめ応家一族の伝が一括して述べられている。先ず、応家について概観する。

応劭の四代前の祖・応順は汝南・南頓^②の人、字は華仲。和帝(89-105在位)の時、河南尹、将作大匠^③となった。

曾祖父・応暉は江夏太守、祖父・応郴は武陵太守をそれぞれ拜命した。

劭の父・応奉(字は世叔)は少時より聡明で記憶力は抜群であったといわれる。^④ 桓帝(147-167在位)の時、武陵太守・従事中郎・司隸校尉を歴任した。^⑤ 著書に屈原を追思した『感騷』三十篇、及び漢初から当代まで約360年間の歴史をまとめた『漢書後序』^⑥がある。

劭の弟・応珣は司空掾となり、珣の長子・応瑒(字は德璉)はその文才で建安七子^⑦の一人にかぞえられ、官は曹操丞相掾・五官将文学にのぼった。^⑧ 珣の次子・応璩(字は休璉)もその文才で広く知られ、官は魏の明帝(227-239在位)の時、散騎常侍、齊王芳(240-254在位)の

時、侍中・大將軍長史となった。^⑨

このように、応劭は代々高位高官を輩出した名家であった。次に応劭は、字は仲遠^⑩、幼時より学問に励み、博学多聞で、靈帝（168-189在位）初年に郡から孝廉に挙げられた。中平6年（189）泰山太守を拜命した。獻帝の初平2年（191）には、泰山郡に大挙進攻してきた黄巾の賊を破って功をあげた。興元元年（194）董卓の乱の折、曹操の父・曹嵩と操の弟・曹徳が瑯邪から難を逃れようとした際、曹嵩一行を泰山へ迎え入れるよう、曹操から応劭へ命が下った。しかし、その任を遂行する前に、陶謙の軍に襲撃され、一行は皆殺しとなってしまった。応劭は太守としてその責を全うすることができなかったことから、曹操の懲罰を恐れ、官を棄て冀州^⑪の牧・袁紹のもとへと走った。建安2年（197）袁紹の軍謀校尉となり、鄴^⑫で没した。^⑬

後漢末、群雄割拠する正に激動の時代に応劭は生きたが、又、数多くの書物を著した。彼の学問は『漢書』注釈にとどまらず、殊に漢代の典章制度に通曉し、『漢官儀』『漢朝議駁』『漢朝駁』『漢官』『漢紀注』『中漢輯序』『風俗通義』等、計11種、136巻を著したと伝えられるが、^⑭殆どが散佚し、『風俗通義』のみが今に伝えられている。

1. 2 応劭注『漢書』

正史の図書分類目録である「隋書經籍志」「旧唐書經籍志」「新唐書芸文志」には、以下の如く応劭注『漢書』が登載されている。

〈隋書經籍志〉

漢書一百一十五卷 漢護軍班固撰、太山太守應劭集解。

漢書集解音義二十四卷 應劭撰。

〈旧唐書經籍志〉

漢書集解音義二十四卷 應劭撰。

〈新唐書芸文志〉

應劭漢書集解音義二十四卷^⑮

ここから、応劭注『漢書』には、

漢書一百一十五卷 漢護軍班固撰、太山太守應劭集解。

漢書集解音義二十四卷 應劭撰。

（應劭漢書集解音義二十四卷）

の二種が存在していたことになるが、共に現在に伝わらない。顔師古は『漢書』諸注に関して「漢書敘例」中で次のように述べている。

……『漢書』にはもともと注解はなく、ただ服虔・応劭の音義がそれぞれ本文とは別に行われていた。晋の中頃、晋灼はそれ迄行われていた注釈を一つにまとめ、自説を加え、前人の説の当否を弁じて『漢書集注』十四巻を著した。しかし、永嘉の乱^⑧に際して江南には伝わらず、東晋から南朝の学者は皆これを見ることができなかった。……又、恐らく晋初の人であろう臣瓚という者が、諸家の音義を総集し、自説を交えて二十四巻を著した。今に伝わる『(漢書)集解音義』は、この臣瓚の書であるのに、後人がそうであるとは知らず、誤って応劭等の『集解』であると言っている。……(これ等の注釈書は『漢書』本文とは別に単行していたが)東晋の蔡謨が臣瓚の説を『漢書』本文中に散入し、ここに始めて本文の下に注の施された『漢書』注本が行われるようになった。^⑨

先ず、「隋書経籍志」に

漢書一百一十五卷 漢護軍班固撰、太山太守應劭集解。

とあるのは、『漢書集解音義』のように注釈のみの単注本ではなく、応劭の音義を『漢書』本文中にとり入れたもので、単注本を除くと、正史の図書目録に唯一登載された『漢書』注釈本である。

次に、応劭撰であると伝えられている『漢書集解音義』は、顔師古の説に従えば、臣瓚撰ということになる。いずれの撰述に依るのか、判断材料がないが、たとえ応劭撰でないにしても、彼には最も早い時期に属する『漢書』の音義書があり、^⑩ その説が世人に尊重されたところから生じた誤りであろう。^⑪

この両書に限らず、顔師古以前に行われていた数多くの『漢書』注釈書は、『顔注』撰述にあたり、顔師古によって取捨選択されてその中に散入された。その後、『顔注』の盛行に伴い、これ等の注釈書は次第に顧みられなくなり、やがて佚亡し、今日完全な姿では見ることができなくなってしまった。

2. 0

服虔注と共に最も古い時期に著わされた『漢書』注釈の一つである応劭注『漢書』は、前述のように、他の『漢書』注釈書と同様『顔注』の出現に伴い、殆どがこれにとって代わられることになった。この『顔注』では諸説を

引用する際、書名は示さず、注釈者名を冠して注解を行っている。ここでは『集解』中、一括して「漢書音義曰」として引用されている注釈のうち、『顔注』では「応劭曰」、即ち応劭所説として扱われている11条についてとりあげる。

2. 1 『集解』の『漢書音義』説と『顔注』の応劭説が全く一致、及び字句の異同はあるもののほぼ一致する注釈

《全く一致する例》

①史記本文：極知禹無害、然文深、〔酷吏傳〕

集解 漢書音義曰：禹持文法深刻。

漢書本文：（史記に同じ）〔酷吏傳〕

應劭曰：禹持文法深刻。

師古曰：無害、言無人能勝之者。

《ほぼ一致する例》

②史記本文：一當五、賦官用非赤側不得行。〔平準書〕

集解 漢書音義曰：俗所謂紫紺錢也。

漢書本文：錢多輕、而公卿請令京師鑄官赤仄、一當五、賦官用非赤仄不得行。〔食貨志下〕

應劭曰：所謂子紺錢也。

如淳曰：以赤銅爲其郭也。（令）〔今〕錢郭見有赤者、不知作法云何也。

師古曰：充賦及給官用、皆令以赤仄。

③史記本文：廷尉當恢逗橈、當斬。〔韓長孺列傳〕

集解 漢書音義曰：逗、曲行避敵也；橈、顧望。軍法語也。

漢書本文：（史記に同じ）〔韓安國傳〕

服虔曰：逗音企。

應劭曰：逗、曲行避敵也、橈、顧望也、軍法語也。

蘇林曰：逗音豆。

如淳曰：軍法、行而逗留畏懦者要斬。

師古曰：服、應二説皆非也。逗謂留止也。橈、屈弱也。逗又音住。

④史記本文：亢烏騰而一止。〔司馬相如列傳〕

集解 漢書音義曰：亢然高飛、如烏之騰也。

漢書本文：亢鳥騰而壹止。〔司馬相如傳下〕

張揖曰：閩風山在崑崙閩闔之中。遙、遠也。

應劭曰：亢然高飛、如鳥之騰也。

師古曰：閩音浪。亢音抗。

⑤史記本文：邊通、學長短、〔酷吏列傳〕

集解 漢書音義曰：長短術興於六國時。行長入短、其語隱謬、用相激怒。

漢書本文：邊通學長短、〔張湯傳〕

(師古)〔應劭〕曰：短長術興於六國時、長短其語、隱謬用相激怒也。

張晏曰：蘇秦、張儀之時、趣彼爲短、歸此爲長、戰國策名長短術也。

①は『集解』「漢書音義曰」と『顏注』「應劭曰」以下、一字違わぬ同一注である。

②は、『顏注』應劭説には「俗」字が無いが、直後に「所謂」が続くので、「俗」字が無くとも文意に影響は及ぼさない。又、『集解』では「紫紺錢」であるのに対し、『顏注』應劭説では「子紺錢」を用いているが、これは「紫紺錢」の通称であるので同一注と見做してさしつかえないであろう。

③の異同は助辞「也」の有無だけであるので、これも同一注と見做せる。尚、顏師古は、

服、應二説皆非也。逗謂留止也。橈、屈弱也。逗又音住。

と述べ、服虔・應劭説を退けているが、王先謙(1842-1917)は『漢書補注』で、王念孫(1744-1832)説を以下のように引用している。

「逗」は「迟」とすべきである。『説文』では「迟、曲行也、從辵只聲」と字解がなされている。……「迟」と「逗」は字形が似ており、又「迟」字より「逗」字の方がよく使われるところから、本来「迟」であったのに「逗」に誤って伝えられた。しかし、服虔・應劭が目にした『漢書』テキストは、誤伝される前の本来の「迟」であったので、服虔は「迟音企」、應劭は「迟、曲行避敵也…」とし、彼等より後世の蘇林は、「迟」ではなく「逗」の注釈として「逗音豆」、如淳も同じく「軍法、行而逗留懦者要斬」と注釈した。顏師古も「逗」は「迟」の誤伝であることを知らずに、服虔・應劭の説を非としたのである。*

即ち、『史記』『漢書』共に本文は「廷尉當恢迟橈、當斬」が本来の姿であり、その注釈として、

服虔曰：迟音企^㉞。

應劭曰：迟、曲行避敵也、橈、顧望也、軍法語也。

がつけられた。後、「迟」が、「逗」に誤って伝えられたため、蘇林・如淳は「迟」ではなく「逗」に対して注釈を行った。顔師古はこの経緯を知らずに、服虔・應劭説を非、蘇林・如淳説を是としたが、無論この判断には誤りがあった。

④は「烏」と「烏」の違いであるが、これは『史記』と『漢書』本文用字の異同から生じたものである。

⑤は先ず、『顔注』注釈者についてであるが『漢書』校勘記には、

景祐、殿本都作「應劭」。

とあり、又、王先謙も『漢書補注』で、

先謙曰、官本師古作應劭是、集解漢書音義、此下引張晏、不當在師古語也。

と述べている。伝本によって注釈者に顔師古と應劭の違いがあるが、王先謙の言うように、(複数注釈がある場合) 顔師古注は最後に置かれるべきであるので、顔師古注の後に張晏注が来るはずがない。よって当該注は顔師古のものではない。應劭注とすべきであろう。次に、『集解』では「長短術」、應劭説では「短長術」となっているが、この異同は④と同様、本文テキストの異同から生じたものであり、更に『集解』では「行長入短」が應劭注では「長短……也」となっているが、これももとは同一注釈の異伝と考えられる。

2. 2 『集解』の『漢書音義』説と『顔注』の應劭説が部分的に一致している注釈

①史記本文：遇剛武侯、〔高祖本紀〕

集解 應劭曰：楚懷王將也。

漢書音義曰：功臣表云棘蒲剛侯陳武。武、一姓柴。「剛武侯」宜爲「剛侯武」、魏將也。

瓚曰：功臣表柴武以將軍起薛、別救東阿、至霸上、入漢中、非懷王將也、又非魏將也、例未稱諡。

漢書本文：(史記に同じ)〔高帝記上〕

應劭曰：楚懷王將也。功臣表棘蒲剛侯陳武。武、一姓柴。剛武侯宜爲剛侯武、魏將也。

孟康曰：功臣表柴武以將軍起薛、至霸上、入漢中、非懷王將、又非魏將也、例未有稱諡者。

師古曰：史失其名姓、唯識其爵號、不知誰也。不當改剛武侯爲剛侯武。應氏以爲懷王將、又云魏將、無所據矣。

②史記本文：朝鮮相路人、相韓陰、尼谿相參、將軍王啖〔朝鮮列傳〕

集解 漢書音義曰：凡五人也。戎狄不知官紀、故皆稱相。啖音頰。

漢書本文：(史記に同じ)〔朝鮮傳〕

應劭曰：凡五人也、戎狄不知官紀、故皆稱相。

師古曰：相路人一也、相韓陰二也、尼谿相參三也、將軍王啖四也。應氏乃云五人、誤讀爲句、謂尼谿人名、失之矣。不當尋下文乎？啖音頰。

③史記本文：丹水更東南、〔司馬相如列傳〕

集解 漢書音義曰：丹水出上洛冢領山。

漢書本文：(史記に同じ)〔司馬相如傳上〕

應劭曰：丹水出上洛冢領山、東南至析縣、入鈞水。

師古曰：更、歷也、音工衡反。

④史記本文：亦名並時而榮、咸濟世而屈、〔司馬相如列傳〕

集解 漢書音義曰：屈、絕之也。言古帝王但作一時之榮、畢代而絕也。

漢書本文：(史記に同じ)〔司馬相如傳下〕

應劭曰：屈、絕之也。言古帝王若但各一時之榮、畢世而絕者、則說者無從顯稱於後也。

師古曰：屈音其勿反。

①は、『集解』では應劭と『漢書音義』別々にたてられていた注釈が、『顔注』では應劭注一つにまとめられている。注釈文の筋道から考えると、『集解』の方が本来の姿であると思われるが、この点については『集解』の注釈形式からも手懸りが得られるかも知れない。それは、『集解』で『漢書音義』を書名をあげて引用している注釈では、『漢書音義』説のみを単独引用している場合が圧倒的多数であり、他の注釈者の説が並記されている例は非常に少ない。又、その場合でも、注釈者は徐広、郭璞と應劭だけであり、更に應劭はこの1条だけという特殊な例である。以後、徐広と郭璞の例とあわせて検討を行いたい。

②は、『漢書音義』の音注「啖音頰」部分が『顔注』では顔師古注に入れ

られ、③は『顔注』応劭説の後半部分が、④も『顔注』応劭説の後半部分「則説者」以下が『集解』所引の『漢書音義』説には無い。顔師古に依って意図的に整理を受けたためか、或は他注釈家の注が混入した結果なのか、現在のところは不明である。

2. 3 其他

『集解』所引の『漢書音義』説に、更に応劭の名を加えて「漢書音義應劭説」としている例外的な注釈が1条、『漢書音義』説が『顔注』では「師古曰」、即ち顔師古自説とほぼ一致しているが、実際は応劭説であると考えられる注釈が1条ある。

①史記本文：高帝既出、其計祕、世莫得聞。〔陳丞相世家〕

集解 桓譚新論：或云「陳平爲高帝解平城之圍、則言其事祕、世莫得而聞也。此以工妙蹕善、故藏隱不傳焉。子能權知斯事否？」吾應之曰：「此策乃反薄陋拙惡、故隱而不泄。……彼陳平必言漢有好麗美女、爲道其容貌天下無有、……欲進與單于、單于見此人必大好愛之、愛之則閼氏日以遠疏、……閼氏婦女、有妒妬之性、必憎惡而事去之。此說簡而要、乃得其用、則欲使神怪、故隱匿不泄也。」劉子駿聞吾言乃立稱善焉。

按：漢書音義應劭説此事大旨與桓譚新論、不知是應全取桓論、或別有所聞乎？今觀桓論、似本無説。

漢書本文：遂至平城、爲匈奴所圍、七日、用陳平祕計得出。〔高帝紀下〕

應劭曰：陳平使畫工圖美女、間遣人遺閼氏、云漢有美女如此、今皇帝困厄、欲獻之。閼氏畏其奪己寵、因謂單于曰：「漢天子亦有神靈、得其土地、非能有也。」於是匈奴開其一角、得突出。

鄭氏曰：以計鄙陋、故祕不傳。

師古曰：應氏之説出桓譚新論、蓋譚以意測之、事當然耳、非紀傳所説也。

②史記本文：浮勃澥、〔司馬相如列傳〕

集解 漢書音義曰：海別枝名也。

漢書本文：（史記に同じ）〔司馬相如傳上〕

師古曰：勃澥、海別枝也。澥音蟹。

『集解』では『漢書音義』を引用する際、『漢書音義』所引の諸家注釈を、

臣瓚注と注釈者不明注とに大別し、前者を「瓚曰」、後者を「漢書音義曰」として注釈を行っている。よって、「漢書音義曰」に更に注釈者名を加えることがないが、①は唯一注釈者名を明記している例外注であり、又、

應劭の説くところの事は(前述の)桓譚『新論』と主旨が同じであるが、『新論』に依ったのか、或は他に依拠があるのか……

と、應劭の説を直接引用していない点も、他注の様式と異なっており、非常に特異な例である。

②の「海別枝名也。」と「海別枝也。(漣音蟹)」は、義注部分については「名」字の有無が異なるが、共に「海が枝わかれして陸に入り込む」の意であり、ほぼ同一注であると見做して不可ではないであろう。すると、「漢書音義曰」以下は顔師古説ということになるが、『集解』より時代が降る顔師古の説を『集解』が引用することは不可能である。よって、少くとも義注部分は顔師古注ではないことは自明である。当該注は司馬相如の「子虚賦」につけられたものであるが、『文選』第七「子虚賦」李善注には、

應劭曰、勃漣、海別枝也、漣音蟹。

とある。王先謙も『漢書補注』でこの李善注を引用して、次のように断じている。

此注史記引作漢書音義、文選引作應劭説、此師古當爲應劭。

如何なる経緯によって顔師古注となったかは不明であるが、王先謙の説くように、「師古曰」以下の注は(音注も含めて)應劭注とすべきであろう。

〈注〉

- ①『後漢書』卷四十八。
- ②現在の河南省項城県。
- ③宗廟・宮室・陵園土木の工を掌る官。
- ④彼が経歴してきた事で覚えていないものはなく、また書を読めば同時に五行も読み下すことができた所から、『蒙求』には「応奉五行」という標題の故事がのせられている。
- ⑤「応奉伝」に依れば、永興元年(153)に武陵太守、延熹年間(158-167)に従事中郎、司隸校尉となった。
- ⑥「応奉伝」には「著漢書後序」とあるが、当該注では、袁松山『後漢書』を以下の如く引用している。

奉又刪史記、漢書及漢紀三百六十餘年、自漢興至其事、凡十七卷、名曰漢事。

又、華嶠『後漢書』には「著後序十餘篇」とあり、書名は異なるが、『(漢書) 後序』と『漢事』は同一書であろう。いずれにせよ応奉には、『史記』『漢書』『漢紀』を刪略編纂した漢代の歴史書があった。

- ⑦後漢末の建安年間（196-220）、曹操・曹丕・曹植のもとで活躍した七人の詩人。応瑒の他、孔融・陳琳・王粲・徐幹・阮瑀・劉楨の六人。
- ⑧『三国志』魏書 王粲伝に依れば、応瑒は建安22年（217）没。
- ⑨応璩は一生涯に何度も高位高官に就いたところから、『蒙求』には「応璩三入」という標題の故事がのせられている。
- 没年は、上記王粲伝注所引の『文章敘録』に依れば、嘉平4年（252）。
- ⑩仲援、仲瑗ともいわれる（「応奉伝」注）。

⑪現在の河北省。

⑫三国、魏の都。現在の河南省臨漳県。

⑬応劭の生卒年は共に不明であるが、卒年に関して唯一の史料は『三国志』魏書 武帝紀

興元元年春、……太祖父嵩、去官後還譙、董卓之亂、避難瑯邪、爲陶謙所害、故太祖志在復讎東伐。

下の注で、裴松之は郭頒『世語』を次の如く引用している。

嵩在泰山華縣。太祖令泰山太守應劭送家詣兗州、劭兵未至、陶謙密遣數千騎掩捕。……闔門皆死。懼懼、棄官赴袁紹。後太祖定冀州、劭時已死。

この記述に依れば、太祖（曹操）が冀州を平定した時（「武帝紀」の記載から冀州平定は建安9年）、応劭はすでに没していた。よってその死は建安9年（204）以前となる。

⑭『中漢輯序』を除く以上の書は、「隋書經籍志」「旧唐書經籍志」「新唐書芸文志」にそれぞれ以下の如く登載されている。

隋書經籍志：漢官五卷應劭注 漢官儀十卷應劭撰 漢朝議駁三十卷應劭撰（以上經籍二史）風俗通義三十一卷、錄一卷應劭撰、梁三十卷（經籍三子、雜）

旧唐書經籍志：漢官儀十卷應劭志（史録、起居注類）漢朝議駁三十卷應劭撰（史録、刑法類）風俗通義三十卷應劭撰（子録、雜家類）

新唐書芸文志：應劭等注荀悅漢紀三十卷（史録、編年類）應劭漢書駁三十卷（史録、故事類）應劭漢官五卷（史録、職官類）應劭漢朝議駁三十卷（史録、刑法類）應劭風俗通義三十卷（子録、雜家類）

『中漢輯序』は伝に

論當時行事、著中漢輯序。

とあり、又、司馬彪『統漢書』にも、

著中漢輯敘、漢官儀及禮儀故事、凡十一種百三十六卷。

と述べられているが、上記三図書目録いずれにも登載されていないところから、遅くとも隋代には散佚していたものと思われる。

- ⑮「新唐書芸文志」では、撰者名を書名に先行させる記載法が採られている。
- ⑯西晋(265-316)末の大乱。この大乱によって多くの書が散佚した。
- ⑰漢書敘例：……漢書舊無注解、唯服虔、應劭等各爲音義、自別施行。至典午中朝、爰有晉灼、集爲一部、凡十四卷、又頗以意增益、時辯前人當否、別曰漢書集注。屬永嘉喪亂、金行播遷、此書雖存、不至江左。是以爰自東晉迄于梁、陳、南方學者皆弗之見。……有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初、又總集諸家音義、稍以己之所見、續廋其末、……凡二十四卷、分爲兩帙。今之集解音義則是其書、而後人見者不知臣瓚所作、乃謂之應劭等集解。……蔡謨全取臣瓚一部散入漢書、自此以來始有注本。
- ⑱『漢書』注釈は服虔、應劭のものが最古ではない。應劭撰『風俗通義』第六声音には「箠」「箠」に関して以下の記述がある。
- ・箠 謹按：漢書舊注：箠、吹鞭也。箠者、撫也、言其節撫威儀。
 - ・箠 謹按：漢書注：箠、箠也。言其聲箠箠、各自定也。
- (王利器校注『風俗通義校注』中華書局 1981年1月)
- 又、『史記』高祖本紀「其以沛爲朕湯沐邑、」下にも次の注釈がある。
- 集解 風俗通義曰：漢書注、沛人語初發聲皆言「其」。其者、楚言也。高祖始登帝位、教令言「其」、後以爲常耳。
- (この『集解』の引用は上記『風俗通義校注』では佚文として採録されている)
- このように、應劭撰『風俗通義』中に〈漢書旧注〉〈漢書注〉が引用されているところから、應劭の時代にはすでに『漢書』注釈が存在していたことが明らかとなる。
- ⑲顔之推『顔氏家訓』勉學篇には、
- 學漢書者、悅應・蘇而略蒼・雅。
- と述べられ、『漢書』を学ぶ者は應劭と蘇林の説を尊重していたということがうかがえる。
- ⑳王念孫『讀書雜誌』漢書第十「逗橈」
- …念孫案、逗當爲迟、說文、迟、曲行也、從辵只聲、玉篇音邱戟切、……迟與逗字相似、世人多見逗、少見迟、故迟譌爲逗、逗、止也、橈、曲也、二字各爲一義、不得以逗橈連文、服・應所見本正作迟、故服云、迟音企、以企迟聲相近也、若逗字、則聲與企遠而不可通矣、應云、迟、曲行避敵也、曲行二字正用、說文迟字之訓、若逗字、則不得訓爲曲行矣、蘇・如所見本始譌作逗。故訓譌爲逗、師古不知逗爲迟之譌、反是蘇如而非服應失之矣。
- ㉑「迟」と「企」は近似音である。
- 迟：佳部入聲開口 k'iek
- 企：佳部陰聲開口 k'ieg (上、去)
- (逗：侯部陰聲 d'üg 去 d'iug去)
- 董同龢『上古音韻表稿』(中央研究院歷史語言研究所 中華民國56年6月)に依る。